

「行政立法手続に関する意見募集」の結果についての概要

1 実施時期等

7月23日(金)～8月23日(月) 32日間

2 意見提出者数等

○ 意見提出者数 101

うち 個人	85
企業・団体等	16
うち NPO団体の呼びかけによると思われるもの	27
釣り関係団体の呼びかけによると思われるもの	27
うち 行政立法手続に関係のないもの（個別行政立法についての意見、個別パブコメについての意見等）	21

（なお、意見募集期間終了後に提出されたものが2あった。）

また、意見募集期間中、上記以外に、広告を内容とするメールが105あった。）

3 意見提出方法

電子メール	91
ファクシミリ	8
郵便	2

4 アンケート結果（回答総数 34）

Q1 「行政立法」とはどのようなものか、知っていましたか？

1. 知っていた	23
2. 知らなかった	11

Q2 現行のパブリック・コメント手続を利用したことがありますか？

1. ある	30
2. ない	4

Q3 今回の意見募集を何で知りましたか？

1. インターネット	27
2. 新聞・雑誌等	0
3. その他	7（NGOの呼びかけ、指導教授、釣り関係HP等）

項目別意見提出数

項目		提出数
1	① 法制化の必要性	5
	② 法の目的	7
	③ 行政立法の一般原則	1
2	① 適用範囲(機関)	6
	② (形式)	20
	③ (内容)	12
	④ (一定の事情)	7
	⑤ (適用除外の正当性担保)	5
	⑥ (理由の公表)	6
3	(1) ① 意見提出手続の流れ	9
	② 実施責任機関	1
	③ 適用範囲	1
	(2) ① 公表する案の内容	40
	② 案の公表時期	25
	③ 案の公表方法	49
	④ 特定人等に対する周知	7
	⑤ 一覧性のある公表方法	4
	(3) ① 意見等の提出期間	51
	② 期間を確保できない場合の説明義務	5
	(4) ① 意見提出方法	22
	② 口頭による意見陳述機会	1
	(5) ① 意見を提出できる者の範囲	7
	② 権利性	3
	(6) 審議会手続との関係	9
	(7) ① 意見等の取扱い	7
	② 提出なし、無関係意見、大量提出の取扱い	3
	③ 定められた取扱いをしなかった場合の考え方	1
	(8) ① 結果の公表内容	21
	② 結果の公表方法	7
	③ 結果の公表時点	3
	④ 意見等提出者への回答	3
	⑤ 理由の提示との関係	0
	(9) ① 大幅修正の取扱い	9
	② 意見募集終了後から公布までの期間	4
	③ 手続違背命令及び当該命令に基づく処分の法的効果	4
	④ 既存行政立法の取扱い	2
⑤ 国民からの提案権	1	
4	① 理由の提示の法制化	2
	② 法制化する場合、定めるべき内容	1
5	① 公聴会手続の法制化	6
	② 法制化する場合、定めるべき内容	0
	③ 個別法との関係	1
6	① 行政立法に対する不服申立て	8
	② 不服申立てを可能とした場合定めるべき内容	3
	③ 苦情処理手続	1
	④ 訴訟との関係	3
7	地方公共団体との関係	4
8	① 送達手続	1
	② 第三者保護	0
その他の行政立法手続に関する意見		31
行政立法手続に関係ない意見		21